

平成31年度生活交通ネットワーク計画（案）

平成 30年 6月 日

天理市地域公共交通活性化協議会

会長 並河 健

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市では、「共に創る」まちづくりを、地域の活性化と暮らしの充実に確かに根ざしたものとしながら、政策間連携と地域のネットワークの強化により、「共に支え合う」地域社会の構築を目指し、地方創生の好循環を生み出す施策を進めている。

こうした施策を推進する上で、地域住民の自立した日常生活及び健康づくり、学習活動、ボランティア活動等の社会生活を確保するための基盤を整備することが不可欠であり、そのためには地域公共交通による移動手段の充実を図ることが重要である。

また、活力ある都市活動の実現や交通に係る環境への負荷の低減を図る観点も踏まえ、地域公共交通の活性及び再生の実現が求められている。

本市は、JRと近鉄が結節する総合鉄道駅である天理総合駅を基点とする鉄道駅周辺及びバス路線のある幹線道路沿いに市街地が形成され人口が密集しているものの、市街地が形成された区域以外にも多くの集落が全域に点在している状態である。

今回、生活交通確保維持改善計画において認定申請するバス路線及びデマンド型乗合タクシー（区域運行）は、公共交通空白地帯の解消、中心市街地、公共施設へのアクセスの向上、既存交通機関への乗り継ぎ利便の向上などに対応しているものである。

今後も市民が市内のどこに居住しても安心して社会生活を営むことができ、活発に社会活動に参加し、地域が活気を持つことにつなげていくため、地域内フィーダー路線の確保・維持に引き続き努めるとともに、天理市等が維持に努める幹線バス路線との接続を図る。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

平成31年度は、地域公共交通確保維持費国庫補助金の対象となる地域内フィーダー7系統について、同補助金を活用することにより継続的な運行の維持・確保を図る。

現行のコミュニティバス西部線（内回線・外回り線）、コミュニティバス菅原線、及びデマンドタクシーについて引き続き同補助金を活用しながら補助対象路線の継続的な運行の維持・確保に努める。

平成32年度以降についても、引き続き同補助金を活用しながら補助対象路線の継続的な運行の維持・確保に努める。

年度	目標	効果
平成31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティバスの本格運行による交通手段の確保 年間利用者数 16,000人 ○デマンド型乗合タクシーの運行による交通手段の確保 年間利用者数 4,200人 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスにより公共交通空白地帯の71%が解消さらにデマンド型乗合タクシー運行により公共交通空白地帯の96%が解消 ・市役所、文化センター、図書館、市民会館などへのアクセスが容易となり、沿線住民の文化活動等への参加が活性化 ・主要幹線と接続することにより、市民の市外等への移動手段が確保され、生活環境が向上するとともに、市外からの来訪者の移動手段も確保され、活気のあるまちづくりが実現 ・自家用車から公共交通機関への転換が促進され、交通総量の抑制が図られる

年度	目標	効果
平成32年度	<p>○コミュニティバスの本格運行による交通手段の確保 年間利用者数 16,000人</p> <p>○デマンド型乗合タクシーの運行による交通手段の確保 年間利用者数 4,200人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスにより公共交通空白地帯の71%が解消さらにデマンド型乗合タクシー運行により公共交通空白地帯の96%が解消 ・市役所、文化センター、図書館、市民会館などへのアクセスが容易となり、沿線住民の文化活動等への参加が活性化 ・主要幹線と接続することにより、市民の市外等への移動手段が確保され、生活環境が向上するとともに、市外からの来訪者の移動手段も確保され、活気のあるまちづくりが実現 ・自家用車から公共交通機関への転換が促進され、交通総量の抑制が図られる
平成33年度	<p>○コミュニティバスの年間利用者数 16,000人</p> <p>○デマンド型乗合タクシーの年間利用者数 4,200人</p>	同上

3. 地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 天理市公共交通活性化協議会として、コミュニティバス及びデマンドタクシーによる公共交通の円滑な運営を心がける。
- ・ コミュニティバス及びデマンドタクシーの利用を促進するため、時刻表や路線図、利用方法等を市の公報紙「町から町へ」やホームページに掲載するとともに、市内各所にチラシを配布し、利用増加の啓発等に努める。

これらは、運営主体である天理市が実施主体となり、各交通事業者や関係機関の協力を得て実施する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表1」添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

- ・ 天理市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・ 申請番号1～3: 奈良交通株式会社
- ・ 申請番号4～7: 奈良近鉄タクシー株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※ 該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの
運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※ 該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハただし書に基づき、協議会が「広域行政圏の中心
市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

※ 該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及び
その他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

※ 該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※ 該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

※ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を
受けようとする場合のみ】

- 平成21年1月からのコミュニティバスの運行開始時より運行している車両(乗車定員12名)は、乗車人員が多いところでは積み残しなどが発生している状況にあり、車イスでの乗車やIC化を求める声が多数あったこと等から市民の利便性の向上を図るため乗車人員が多く、ICカード対応・車イスの乗車スペースを有する新車両導入が求められた。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- ・ H27年10月よりICカード対応機能を有する新規車両を導入することで、それまでの懸案であった、利用者側の積み残し等に対する不安の解消や、利便性の向上が図れるうえに、車イスの乗車スペースを設けることにより、新たな利用者の獲得が図れた。また新車両入れ替えに伴い、現行車両を用いて、東部山間地域での既存路線バスの運行空白時間帯におけるコミュニティバスの運行により、住民のニーズ(通院や買い物等)をつかみ、さらには既存路線バスとの結節等も視野に入れての運行を図ることによって観光客を含めた新たな利用者獲得を視野に入れ現在も運行を維持・確保をしている。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表6」添付

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※ 該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 平成30年6月の協議会において、本計画を承認済

18. 利用者等の意見の反映

- ・ 協議会メンバーである利用者代表の意見を反映して本計画を作成

19. 協議会メンバーの構成

天理市地域公共交通活性化協議会 会議メンバー

構成員	構成員名称
市町村代表者	天理市
一般乗合旅客自動車運送事業者	奈良交通株式会社
	公益社団法人奈良県バス協会
一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者	奈良県タクシー協会天理部会
	一般社団法人奈良県タクシー協会
鉄道事業者	西日本旅客鉄道(株)
	近畿日本鉄道(株)
道路管理者	奈良国道事務所
	奈良土木事務所
	天理市建設部
公安委員会	天理警察署
利用者代表	天理市議会議員
	天理市区長連合会
	天理市長寿会連合会
天理市が必要と認める者	近畿運輸局奈良運輸支局
	奈良県県土マネジメント部地域交通課
	奈良県交通運輸産業労働組合協議会
	天理市市長公室
	天理市健康福祉部